

「公取近畿だより」第155号（令和6年11月号）

別紙一覧

別紙1 日清食品株式会社に対する警告について（公表文）

別紙2 株式会社ジェイコムウエストに対する景品表示法に基づく措置命令について（公表文）

別紙3 SANEI株式会社に対する勧告について（公表文）

別紙4 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（リーフレット）

別紙5 京都市における有識者との懇談会及び「一日公正取引委員会」の開催について（公表文）

日清食品株式会社に対する警告について

令和 6 年 8 月 22 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、日清食品株式会社（以下「日清食品」という。）に対し、本日、次のとおり、警告を行った。

本件は、日清食品が、独占禁止法第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 4 号（再販売価格の拘束））の規定に違反するおそれがある行為を行っているものである。

1 警告の相手方

| | |
|-------|----------------------|
| 法人番号 | 7120001133929 |
| 名称 | 日清食品株式会社 |
| 所在地 | 大阪市淀川区西中島四丁目 1 番 1 号 |
| 代表者 | 代表取締役 安藤 徳隆 |
| 事業の概要 | 即席麺等の製造及び販売 |

2 警告の概要

- (1) 日清食品は、自ら製造販売する即席麺に関して、かねてから小売業者^(注1)が販売する定番売価^(注2)及び特売売価^(注3)の基準（以下「基準価格」という。）を設定していたところ、令和 4 年 6 月及び令和 5 年 6 月の取引先卸売業者に対する出荷価格の引上げに向けて、それぞれ基準価格の改定を行った。

(注1) 「小売業者」とは、日清食品が製造販売する即席麺を販売している小売業者のうち、コンビニエンスストアを除く者をいう。

(注2) 「定番売価」とは、小売業者が特売を行わない期間である「通常時」に設定する小売売価をいう。

(注3) 「特売売価」とは、小売業者が特売を行う期間である「特売時」に設定する小売売価をいう。

- (2) 日清食品は、本件 5 商品^(注4)について、前記(1)の改定後の基準価格を基に定番売価及び特売売価をそれぞれ設定した上で（以下、当該設定した価格を総称して「提示価格」という。）、小売業者に提示価格を遵守させるという方針の下、令和 4 年 2 月及び令和 5 年 2 月以降、小売業者に対して、自ら以下の行為を行うとともに、取引先卸売業者をして以下の行為をさせている。

ア 通常時において、他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝えたり、又は、要請を受け入れるまでは特売の条件を出せない^(注5)旨を示唆したりするなどして、提示価格まで定番売価を引き上げることを要請することにより、前

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第三審査課

電話 06-6941-2718（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

記(1)の各出荷価格の引上げ以降、提示価格で販売するようにさせている。

イ 特売時において、提示価格で販売することを前提に特売の条件を出すようにするなどして、提示価格まで特売売価を引き上げることがを要請することにより、前記(1)の各出荷価格の引上げ以降、提示価格で販売するようにさせている。

(注4) 「本件5商品」とは、日清食品が製造販売する即席麺のうち、「カップヌードル」、「カップヌードルシーフードヌードル」、「カップヌードルカレー」、「日清のどん兵衛きつねうどん」及び「日清焼そばU. F. O. 」のブランドが付されたものであってレギュラーサイズのことをいう。

(注5) 「特売の条件を出す」とは、小売業者が特売を行う際、卸売業者から小売業者に対して販売する価格を一時的に引き下げ、その引下げ分を日清食品が負担することをいう。

(3) 日清食品の前記(2)の行為は、独占禁止法第2条第9項第4号イ及びロに該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、日清食品に対し、前記(2)の行為を取りやめ、今後、当該行為と同様の行為を行わないよう警告した。

日清食品株式会社に対する警告について（イメージ）

通常時

- ・他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝達する
- ・受け入れるまで特売の条件が出せない旨を示唆する

提示価格まで引き上げるよう要請

日清食品 担当者
卸売業者 担当者

小売業者 A 小売業者 B 小売業者 C ...

競合店も値上げするなら...

特売セールできないと困る...

価格の確認



実際に店頭価格の確認

- ・陳列棚の値札
- ・レシート



日清食品 担当者

日清食品 株式会社



- ・出荷価格の引上げに向けて社内の基準価格を改定
- ・改定後の社内の基準価格を基に定番売価及び特売売価を設定して提示し、提示価格まで引き上げるよう要請

卸売業者

要 請

小 売 業 者

要請を受けて販売

一 般 消 費 者

特 売 時

- ・提示価格で販売することを前提に特売の条件を出す

提示価格以上とするよう要請

日清食品 担当者 卸売業者 担当者

小売業者 担当者

特売ができないと困る...
提示された価格で販売するか...

価格の確認

提示した価格未満の場合

セール



提示価格どおり販売するよう要請

日清食品 担当者

令和6年8月7日

株式会社ジェイコムウエストに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、令和6年8月6日、株式会社ジェイコムウエストに対し、同社が供給する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「J：COMガス まとめトク料金コース」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 株式会社ジェイコムウエスト（法人番号 2120001080845）
所在地 大阪府中央区谷町二丁目3番12号
代表者 代表取締役 櫻井 俊一
設立年月 平成9年2月
資本金 155億円（令和6年8月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「J：COMガス まとめトク料金コース」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

JCOM株式会社のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）

(イ) 表示期間

令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間

(ウ) 表示内容（別紙）

令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「POINT1 J：COMガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円（税込）おトクに!」、「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J：COMガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、毎月のガス使用量が16m³を超える場合の本件役務のガス料金は、大阪瓦斯株式会社

が提供する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「一般料金」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給のガス料金（以下「大阪ガス一般料金」という。）より低額であるかのように表示していた。

イ 実際

令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間において、本件役務のガス料金に適用される原料費調整単価が大阪ガス一般料金に適用される原料費調整単価を上回るため、月のガス使用量の多寡にかかわらず、本件役務のガス料金は大阪ガス一般料金より高額であった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電 話 06 (6941) 2175

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

表示内容

- ・「POINT1 J：COMガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円（税込）おトクに！」
- ・「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J：COMガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」
- ・大阪ガス一般料金及び本件役務の月のガス使用量に対応したガス料金について折れ線グラフにより高低を示し、月のガス使用量が16m³以上で大阪ガス一般料金に比して、本件役務のガス料金が低額になることを示す図表と共に、「月々のガス使用量が約16m³以上でおトクに！」

(別紙)

お申込み・お問い合わせ
J:COM

はじめての方へ ご利用中の方

サイト内検索

サービス | 料金一覧 | キャンペーン・特典 | お申し込み・各種変更 | サポート | 企業情報

J:COM ガス | 料金プラン | ガスのしくみ | お申し込みの流れ

料金プラン - J:COM ガス Supplied by 大阪ガス

おトクな割引・料金プランについてのご案内

おトクな割引 ● コース詳細 ●

お申し込みに関するお問い合わせ

Webでお問い合わせ >

お電話でお問い合わせ(通話無料)
0120-848-816
AM 9:00～PM 6:00 [年中無休]

大阪ガスが対象！
対象エリアのご確認 >

❗ J:COM ガス Supplied by 大阪ガスは関西の大阪ガスの都市ガス提供エリア ☑ のみお申し込みいただけます。

J:COM ガスのご案内

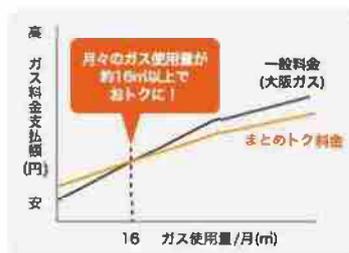
POINT 1 J:COM ガスのまとめトク料金コースなら
年間**3,420円** (税込) おトクに！

まとめトク料金コースとは

大阪ガスの新料金プラン「まとめトク料金」と同等の料金設定でお届けするJ:COM ガスのプラン名称です。

J:COMでガスと電気をまとめてご利用いただけます。*

コースの詳細についてはこちら ●



大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J:COM ガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。

— 大阪ガス一般料金
— J:COM ガス まとめトク料金コース

※ 「まとめトク料金コース」のご加入には、J:COM電力のご利用が必要です。

POINT 2 J:COMサービスにガスと電気をまとめて
お支払いをすっきり便利に！



※ J:COM 電力の電気料金については、11月1日より燃料費調整額の上限を撤廃いたします。それにより、J:COM 電力に切り替えても、燃料費調整額によっては地域電力会社比で割高になる場合がございます。
記載の金額は基本料金を含みます。別途「燃料費調整額」および「再生可能エネルギー発電促進賦課金」が必要となります。

J:COM ガスのご加入について

J:COM ガス（まとめトク料金コース）のご加入には、J:COM 電力のご利用が必要です。



※ J:COM ガスのご契約には、他のガス小売事業者とのご契約からJ:COMとの契約へお切り替えが必要です。
※ J:COM 電力のご契約には、他の小売電気事業者からJ:COMへ契約切替が必要です。
※ J:COM 電力の電気料金については、11月1日より燃料費調整額の上限を撤廃いたします。それにより、J:COM 電力に切り替えても、燃料費調整額によっては地域電力会社比で割高になる場合がございます。

J:COM ガス コース料金について

ガス料金の算定方法

ガス料金は、1カ月あたりの基本料金と、1m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。



※1 ご契約いただいている料金メニューによって決まります。
※2 ガスの原料となる液化天然ガス・液化石油ガスの価格から算定する料金。価格変動に伴い、毎月見直しが行われます。

コース料金

J:COM ガス まとめトク料金コース

(大阪ガスの「まとめトク料金」に相当)

一般料金、エコジョーズ料金、もっと割料金で、ガスをたくさん使うご家庭におトクなガス料金メニューです。

対象のお客さま

一般料金、エコジョーズ料金、もっと割料金でガスを使用されているお客さまが対象となります。

- ※ このご契約はお客さまのお申込みにより適用となります。
- ※ 適用開始日は原則として、お申込みの契約が成立後、最初の定例検針日の翌日となります。
- ※ 大阪ガス供給エリア内の都市ガス13A使用のお客さまに限ります。
- ※ 本サービスの解約日から1年に満たない場合は、同一需要場所・同内容での再契約ができない場合があります。

料金表

ご家庭で使用されるすべてのガス機器のガス料金に適用されます。

| 適用期間 | 料金表 | 1か月のご使用量 | 基本料金 | 単位料金 |
|------|-----|-------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通年 | A料金 | 0m ³ から20m ³ まで | 1,262円70銭 | 単位料金については原料費調整制度により変更されることがあります 詳しくは こちら  |
| | B料金 | 20m ³ から50m ³ まで | 1,319円50銭 | |
| | C料金 | 50m ³ から100m ³ まで | 1,550円00銭 | |
| | D料金 | 100m ³ から200m ³ まで | 1,964円00銭 | |
| | E料金 | 200m ³ から350m ³ まで | 3,268円00銭 | |
| | F料金 | 350m ³ から500m ³ まで | 3,272円00銭 | |
| | G料金 | 500m ³ から1000m ³ まで | 4,682円00銭 | |
| | H料金 | 1000m ³ をこえる場合 | 7,112円00銭 | |

単位：基本料金＝円/月 単位料金＝円/m³ 基本料金には消費税等相当額を含みます。

- ※ ガス料金の算定にあたっては税込単価を用いて算定いたします。
- ※ 表記はすべて税込価格です。
- ※ ご使用量に応じてAからHの料金表が適用されます。

閉じる 

J:COM ガス 一般コース +
(大阪ガスの「一般料金」に相当)

J:COM ガス 家事トク料金コース +
(大阪ガスの「家事トク料金」に相当)

J:COM ガス あっためトク料金コース +

(大阪ガスの「あつためトク料金」に相当)

J:COM ガス スマート発電料金コース
(大阪ガスの「スマート発電料金」に相当)

+

J:COM ガス ハウス空調料金コース
(大阪ガスの「ハウス空調料金」に相当)

+

J:COM ガス もっと割料金コース
(大阪ガスの「もっと割料金」に相当)

※ 現在大阪ガスのもっと割料金に加入されている方のみご加入いただけます。

+

J:COM ガス 床暖料金コース
(大阪ガスの「床暖料金」に相当)

※ 現在大阪ガスの床暖料金に加入されている方のみご加入いただけます。

+

J:COM ガス マイホーム発電料金コース
(大阪ガスの「マイホーム発電料金」に相当)

※ 現在大阪ガスのマイホーム発電料金に加入されている方のみご加入いただけます。

+

J:COM ガス単体でのご加入も可能です。その場合のガス料金には、「ガスセット割」は適用されません。
詳しくは、J:COMカスタマーセンターまでお問い合わせください。

お申し込みに関するお問い合わせ

Webでお問い合わせ >

お電話でお問い合わせ(通話無料)
0120-848-816

AM5:00~PM5:00 [年中無休]

大阪ガスが対象!

対象エリアのご確認 >

契約約款など

[J:COM ガス契約約款](#) > [J:COM ガスに関する特定商取引法に基づく表示](#) > [重要事項説明](#) >

【注釈・注意事項】

+

【税込金額について】

※ 消費税計算をサービスごとに行うため、税込合計額に1円の誤差が発生する場合があります。

[J:COM トップ](#) > [サービス紹介](#) > [J:COM ガス](#) > [大阪ガス トップページ](#) > [料金プラン](#)

[サービス情報](#)

[サポート](#) お困りごと解決・よくあるご質問

[Fun! J:COM](#) テレビ番組情報/プレゼント・優待
[企業情報](#)

[マイページ](#) 契約内容確認・変更



[アカウント一覧](#)

あたらしいを、あたりまえに **J:COM**

[サイトマップ](#) [プライバシー基本方針](#) [プライバシーポリシー](#) [セキュリティポリシー](#) [ソーシャルメディアポリシー](#)
[お問い合わせ](#) [企業情報](#) [採用情報](#) [ENGLISH](#) [法人のお客さま](#) [当サイトについて](#)

Copyright © JCOM Co., Ltd. All Rights Reserved.

S A N E I 株式会社に対する勧告について

令和 6 年 9 月 2 6 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、S A N E I 株式会社（以下「S A N E I」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）及び第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、S A N E I に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

| | |
|-------|-------------------------|
| 法人番号 | 1120001012428 |
| 名称 | S A N E I 株式会社 |
| 本店所在地 | 大阪市東成区玉津一丁目 1 2 番 2 9 号 |
| 代表者 | 代表取締役 西岡 利明 |
| 事業の概要 | 水栓金具等の製造販売 |
| 資本金 | 4 億 3 2 7 5 万 7 5 0 0 円 |

2 違反事実の概要

- (1) S A N E I は、資本金の額が 3 億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する又は製造を請け負う水栓金具等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2)ア S A N E I は、下請事業者に対し、令和 4 年 7 月から令和 6 年 1 月までの間、「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額 4 7 0 万 9 1 3 8 円である（下請事業者 1 0 名）。
- イ S A N E I は、令和 6 年 8 月 3 0 日、下請事業者に対し、前記アの行為により減額した金額を支払っている。
- (3)ア S A N E I は、下請事業者に対して自社が所有する金型を貸与していたところ、合計 6 9 2 型の金型について、遅くとも令和 4 年 7 月 1 日以降、当該金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を 1 年間当たり 1 回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 5 0 名）。

| | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通） |
| ホームページ | https://www.jftc.go.jp/ |

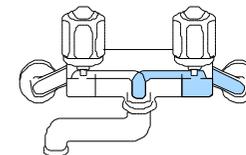
イ S A N E I は、令和5年7月31日から令和6年4月5日までの間に、前記692型の金型のうち、合計182型の金型を廃棄している（下請事業者28名）。

3 勧告の概要

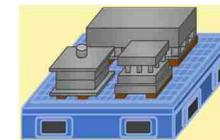
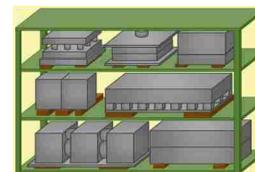
- (1) S A N E I は、下請事業者に対し、前記2(3)アの行為により、無償で金型を保管させるとともに、棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (2) S A N E I は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること
 - イ 前記2(3)アの行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するものであること
 - ウ 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと
- (3) S A N E I は、今後、下請法第4条第1項第3号及び第2項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対して下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4) S A N E I は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) S A N E I は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
 - イ 前記(1)から(4)までに基づいて採った措置
- (6) S A N E I は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

● 下請取引の内容

SANEI(株)が販売する又は製造を請け負う水栓金具等の製造を委託



水栓金具等の製造を委託する際に、
SANEI(株)が所有する金型を貸与



※金型保管のイメージ図

● 違反行為の概要（①減額・②不当な経済上の利益の提供要請）

① **減額**（注1）「仕入割引」として下請代金の額から1～2%を減額していた。
（下請事業者10名 総額約471万円）

※SANEIは、下請事業者に対して減額した金額を支払済み。

② **不当な経済上の利益の提供要請（金型の無償保管等）**（注2）

金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型を無償で保管させるとともに、現状確認等の棚卸し作業を毎年1回行わせていた。（下請事業者50名 金型692型）

SANEI(株)（親事業者）
（水栓金具等の製造販売）

下請事業者（延べ60名）
（水栓金具等の製造）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、無償で金型を保管させるとともに、棚卸し作業を行わせたことによる費用相当額を速やかに支払うこと
- 今後、減額、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当。

（注2）不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止。下請事業者に貸与していた金型について、当該金型を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を無償で保管させること等により、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当。

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

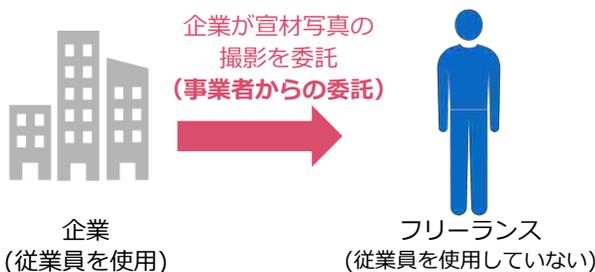
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

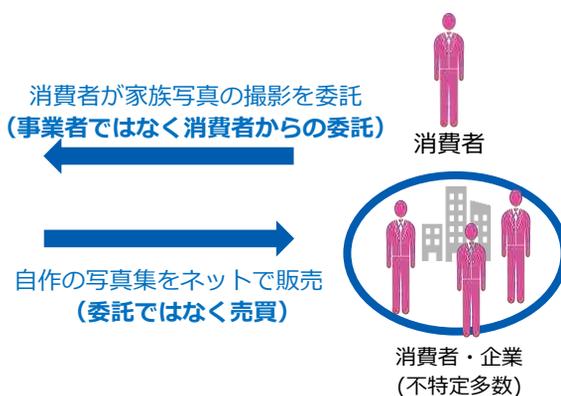
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

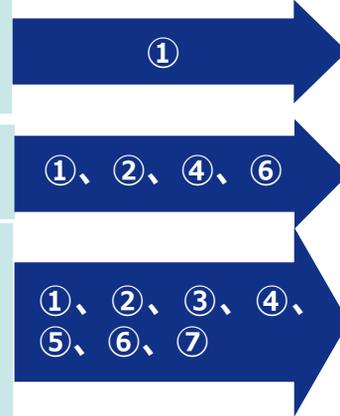
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



| 義務項目 | 具体的な内容 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 書面等による取引条件の明示 | 業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」 |
| ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払 | 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと |
| ③ 禁止行為 | フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し |
| ④ 募集情報の的確表示 | 広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと |
| ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮 | 6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。 |
| ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備 | フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など |
| ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示 | 6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと |

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

京都市における有識者との懇談会及び「一日公正取引委員会」の開催について

令和6年10月11日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくため、京都市において、経済界代表等の有識者と公正取引委員会委員との懇談会を開催します。

また、公正取引委員会は、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法、下請法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、今年度、京都市において、「一日公正取引委員会」を開催することにしました。

これらの開催日時等については、下記のとおりです。

1 懇談会

- (1) 日 時 令和6年11月19日(火) 15時00分～17時00分
- (2) 場 所 京都経済センター 6階 会議室「6-D」
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)
- (3) 出席予定者 有識者 7名
公正取引委員会 委員 三村 晶子 ほか (別紙1参照)

2 一日公正取引委員会

- (1) 日 時 令和6年11月20日(水) 10時30分～16時00分
- (2) 場 所 京都経済センター 6階 会議室「6-A」又は「6-B」
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)
- (3) 内 容 (別紙2参照)
 - ア 下請法基礎講習会・フリーランス法説明会
 - イ 消費者セミナー (別紙3参照)
 - ウ 地方公共団体等向け入札談合等関与行為防止法研修会
 - エ 学生等向け業務説明会 (別紙4参照)
 - オ 相談コーナー (独占禁止法、下請法、フリーランス法及び景品表示法)
 - カ 展示コーナー (パンフレットの配布等)

※1 上記1及び上記2(3)ウを除いて、どなたでも参加可能です。

※2 上記2(3)オを除いて、カメラ撮影及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の場合には、事前に問い合わせ先まで御連絡下さい。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務課
電話 06-6941-2173 (直通)
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

京都市における有識者との懇談会出席予定者

(有識者)

(五十音順、敬称略)

| | | |
|-------|---------------|------|
| 安藤 源行 | 京都府中小企業団体中央会 | 会長 |
| 片岡 宏二 | 公益社団法人京都工業会 | 副会長 |
| 齋藤 茂 | 京都商工会議所 | 副会頭 |
| 榊田 隆之 | 一般社団法人京都経済同友会 | 代表幹事 |
| 高橋 信吾 | 京都府商工会連合会 | 副会長 |
| 外池 彰男 | 株式会社京都新聞社 | 取締役 |
| 前川 重信 | 一般社団法人京都経営者協会 | 会長 |

(公正取引委員会)

| | | |
|-------|-------------|----------------|
| 三村 晶子 | 公正取引委員会 | 委員 |
| 片桐 一幸 | 公正取引委員会事務総局 | 近畿中国四国事務所長 |
| 山崎 俊範 | 公正取引委員会事務総局 | 近畿中国四国事務所総務管理官 |

一日公正取引委員会 in Kyoto 2024

公正かつ自由な市場を実現する市場の番人、
ついに京都に来たる

開催日 2024年11月20(水)
開催場所 京都経済センター
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

イベント内容

■消費者セミナー(要申込)

開催時間 10:30~12:00
開催場所 6階 6-A会議室
対象 一般消費者、事業者
定員 30名
内容
・独占禁止法が消費者の生活にどのように関わっているのか
・不当表示などを禁止している景品表示法について

■入札談合等関与行為防止法研修会(一般の方は参加できません)

開催時間 10:30~12:00
開催場所 6階 6-B会議室
対象 地方公共団体等
定員 56名
内容
・入札談合等関与行為防止法について

■下請法基礎講習会・フリーランス法説明会(要申込)

開催時間 13:30~16:00
開催場所 6階 6-B会議室
対象 事業者
定員 56名
内容
・下請法の概要や基礎知識
・2024年11月1日に施行されたフリーランス法の概要

■公正取引委員会の業務説明会(要申込)

開催時間 15:00~16:00
開催場所 6階 6-A会議室
対象 学生等
定員 20名程度
内容
・独占禁止法違反事件の事例紹介
・若手職員との懇談会 など



どっくん(公式キャラクター)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

【問い合わせ先】
公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所 総務課
〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎第4号館 10階
電話 06-6941-2173(直通)
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

相談コーナー & 展示コーナー

■相談コーナー（申込み不要）

独占禁止法、下請法、フリーランス法、景品表示法に関するご相談・ご質問をお受けします。

取引先が価格交渉に応じしてくれないなど取引上の問題や、広告における表示方法等についてお困りの方は、お気軽にご相談下さい。

開催時間 13:00～14:30
開催場所 6階 6-A会議室
定員 なし

■展示コーナー

6-A会議室、6-A会議室に、独占禁止法等のパンフレットやどっきんのグッズを配布する展示コーナーを常設しています。



注 数に限りがございますので、なくなり次第終了となります。

申込み方法



左記QRコード又は下記URLからお申し込み下さい。

https://www.jftc.go.jp/training/610/training_onedaykoutori.html

注1 相談コーナーは申込み不要です。

注2 入札談合等関与行為防止法研修会は一般の方はお申し込みできません。

会場所在地



住所 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

- ・京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出てすぐ
- ・阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
- ・京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ

注 お車の場合、駐車場はありますが、駐車料金の割引等はありませんので、駐車料金はご負担下さい。



京都経済センターは、ここです。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

【問い合わせ先】
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課
〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎第4号館 10階
電話 06-6941-2173 (直通)
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

一般消費者向けセミナーのご案内

より良い消費生活を送ってみませんか？

私たちの暮らしと かしこい商品選択

独占禁止法の関わり -景品表示法とは-

家の修理の見積をお願いしたらどこも同じ高い値段だったら？ 安く買えていたお店でなぜか商品の取扱いがなくなったら？ サプリメントの効き目が無かったら？ 学習塾の合格率がウソだったら？ 目玉商品がなぜかいつも売切れだったら？

皆様の日常生活に公正取引委員会の活動が関わっていることを御存知でしょうか？

本セミナーでは、主に一般消費者の皆様に向けて、私たちが安くて良い商品を買えることには独占禁止法が深く関わっていることを、これまでの違反事例なども紹介しながら皆様にお伝えしたいと考えています。

また、消費者庁から委任を受けて、不当表示などの違反事件の調査を行っている景品表示法についても紹介したいと考えています。奮って御参加ください。

なお、一般消費者以外に、企業のコンプライアンスに携わる皆様も御参加いただけます。

こんなコトが起こると暮らしがあぶない！～企業の違反行為～
【セミナーでの紹介事例（一例）】



どうして値段が同じ？

広告しているのに売り切れ？

消費者セミナー 開催要領

| | |
|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 開催日時 | 令和6年11月20日（水）10：30～12：00 |
| 開催場所 | 京都経済センター 6階 6-A会議室 （京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）（裏面会場案内図参照） |
| 講師 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 職員 |
| 定員 | 30名（定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします。） |
| 申込方法 | ウェブ上の申込フォーム(裏面を御参照下さい)又は電話でお申し込みください。 （電話の場合、9：15～18：00〔土・日・祝日を除く。〕） |
| 申込先 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 電話 06-6941-2175 |

会場案内図

住所：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
交通経路：○京都市営地下鉄烏丸線四条駅北改札出てすぐ
○阪急電車京都線烏丸駅26番出口直結



申込フォームはこちら

下記URL又はQRコードから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。

https://www.jftc.go.jp/training/610/training_onedaykoutori.html



※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

公正取引委員会の業務説明会

一日公正取引委員会 in Kyoto 2024

公正取引委員会は、独占禁止法等の普及啓発活動等のため、2024年11月20日(水)、京都市において、様々なイベントを催す「一日公正取引委員会」を開催いたします。

その一環として、学生の皆様などを対象に、国の行政機関である公正取引委員会の業務などを説明する「公正取引委員会の業務説明会」を開催します。また、当日は、若手職員との懇談会の時間も設けますので、実際に働いている若手職員から、仕事のやりがい、職場の雰囲気など、どのようなことでもお聞き下さい。

皆様のご参加をお待ちしています！

開催概要

1. 場所 京都経済センター 6階 会議室「6-A」
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)
 2. 日時 2024年11月20日(水) 15時00分～16時00分
 3. 内容 ①公正取引委員会の組織紹介
②競争の意義(動画)
③独占禁止法違反事件の事例紹介
④独占禁止法違反事件の処理手続(動画)
⑤若手職員との懇談会
 4. 講師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 職員
 5. 対象 大学生、大学院生、公務員志望者など
 6. 定員 20名程度(先着順)
 7. 料金 無料
- ※服装自由

【申込み方法】

下記QRコード又は近畿中国四国事務所ホームページからお申し込み下さい。



どっきん(公式キャラクター)

【会場地図】



【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課 松村、井手野
大阪府中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎第4号館 10階

電話 06-6941-2173(直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

2023年に開催した業務説明会の様子

参加者からの声（一部抜粋）

- ・とても質問がしやすかったです。また座談会があれば、参加したいです。
- ・お聞きした内容に全てお答え頂いたこと、大変うれしかったです。
- ・少人数のため話がしやすく、良かったです。



近畿中国四国事務所の採用実績（一般職試験（大卒程度））

| 性別 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 (予定) |
|----|------|------|------|------|------|--------------|
| 男性 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 女性 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |

ぼく、どっきん！
ぼくのグッズと採用
パンフレットもあげ
るから来てや！



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission